

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 25日

島根県知事 丸山 達也 殿



提出者

住 所 島根県松江市玉湯町布志名767番地52

氏 名 まるなか建設株式会社

代表取締役 内 藤 忠

電話番号 0852-60-2288

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	まるなか建設株式会社
事業場の所在地	島根県内(松江市を除く)複数の工事現場
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高 38億円
③従業員数	103名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出される全ての産業廃棄物は、協力業者を含めて分別を基本とし、再生・最終処分を処理業者に委託して処理を行っている

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法を採用する。</li> <li>● 施工材料の搬入数量を適正に管理する。</li> <li>● 再使用できる梱包材の使用を求め、梱包ごみの発生を抑制する。</li> </ul>		
②計画	【目標】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記内容を引き続き実施予定		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属くずは、再生利用のための分別を徹底する。</li> <li>● 作業所内での分別を協力業者を含めて推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。</li> <li>● 汚泥は再生利用指定制度の活用により、直接再生利用することを推進する。</li> </ul>		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を引き続き実施予定		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし。		
②計画	【目標】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし。		
②計画	【目標】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし。		
②計画	【目標】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ● 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。 ● 再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。		

②計画	【目標】別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ● 上記現状実施内容を引き続き、実施予定。 ● 可能な限り優良認定処理業者から選定する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 廃棄物管理体制図



